

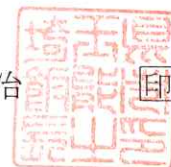
一般廃棄物収集運搬業許可証

住 所 〔法人の場合は主たる 事業所の所在地〕	埼玉県さいたま市浦和区常盤五丁目2番18号
名 称	クリーンシステム株式会社
氏 名 〔法人の場合は 代表者の氏名〕	代表取締役 井 古 田 晃 伸
取り扱う一般廃棄物の種類	一般廃棄物（ごみ）
収集・運搬及び分別の別	収集、運搬（積替え保管を除く）
営 業 の 区 域	飯能市内
許 可 の 期 間	令和6年6月10日から令和8年6月9日まで
許 可 の 条 件	<ol style="list-style-type: none"> 1. 廃棄物の処理及び清掃に関する法令等を遵守すること。 2. 廃棄物を適正に収集、運搬し公衆衛生の向上を図ること。 3. 感染性廃棄物でないこと。 4. 産廃収集運搬車両と別の車両を確保すること。 5. 他のごみ（産廃ごみ・他市のごみ等）と混合して搬入しないこと。 6. 事業系廃プラは産廃ごみなので搬入しないこと。 7. 寄居町内中間処分業者の運搬にかかる条件を厳守すること。 〔運搬できる一般廃棄物の種類〕 ①紙くず②木くず③繊維くず④動植物性残さ ⑤食品循環資源（食品リサイクル法による） 〔処分先の中間処理業者の名称〕 ①②③④：オリックス資源循環株 ④⑤：株アイル・クリーンテック寄居工場 (1) 中間処理施設が立地している埼玉県彩の国資源循環工場への搬出入経路について、寄居町内の通行は国道254号及び国道140号を利用して構内へ進入すること。寄居町内の県道や町道の通行は原則として認めない。 (2) 深夜（午後10時から翌朝6時まで）における大型車両での運搬は認めない。 8. 羽村市との協議で認められた一般廃棄物の種類に限り、株式会社西東京リサイクルセンターへ搬入できるものとする。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の規定により上記のとおり許可する。

令和6年6月10日

飯能市長 新 井 重 治



許可番号 飯能市第16号

一般廃棄物収集運搬業許可証

記載事項の変更

新住所[新事業所所在地]

埼玉県さいたま市浦和区常盤二丁目9番10号

令和7年4月1日付移転

令和7年4月1日付登記

令和7年5月1日

飯能市長 新井 重治

